

1. 特定事業計画策定にあたって

(1) 特定事業計画策定の趣旨

府中市では、すべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境の実現とともに、市民の主体的な参加による物心両面にわたる障壁のない社会を築くため、平成8年に府中市福祉のまちづくり条例を定め、市、市民及び事業者が互いの理解と協力のもとに福祉のまちづくりを推進しています。

一方、国では急速な高齢化の進行や、ノーマライゼーションの理念の浸透にともない、高齢者や身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性が増していることから、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上(以下「移動の円滑化」といいます。)を目指して、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下「交通バリアフリー法」といいます。))が公布、施行されました。

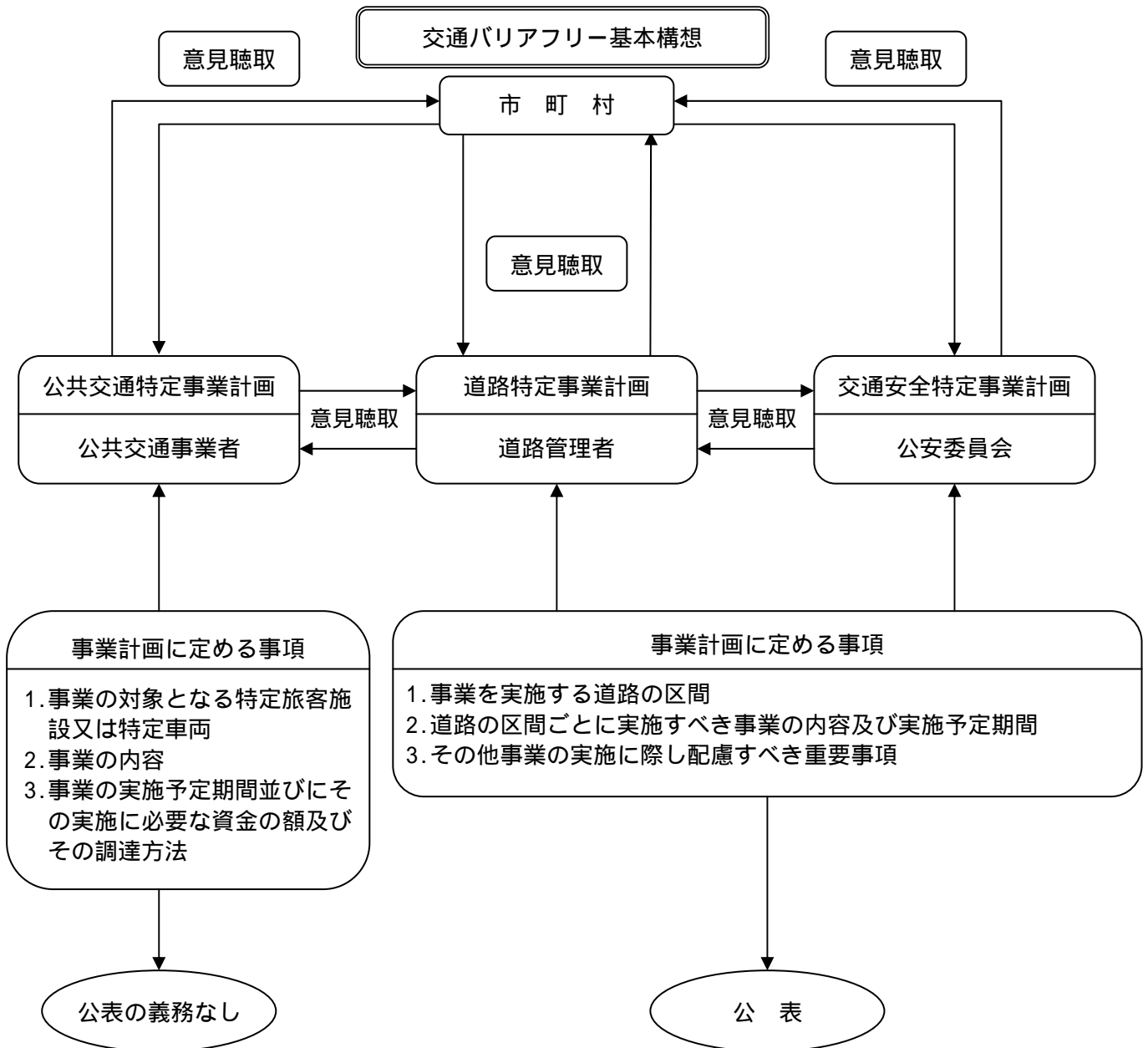
この法律に基づき、府中市では平成16年1月に、重点整備地区を府中駅・府中本町駅周辺地区と定めた「府中市交通バリアフリー基本構想」を策定し、同年3月に公表いたしました。

その後、事業を計画的に実施するため、平成16年7月に「府中市交通バリアフリー事業者調整会」を設置し、公共交通事業者(鉄道・バス事業者)、道路管理者(国道・都道・市道管理者)、公安委員会が事業実施に向けた事業者間の調整、協議を行ってまいりました。

この調整、協議の内容を踏まえ、各事業者が事業計画を作成しました。そこで、市民の皆さんに、府中市交通バリアフリー基本構想に基づく事業の内容や整備予定期間などを知っていただき、事業に協力していただくために、各事業者の特定事業計画をまとめて公表することといたしました。

(2) 交通バリアフリー法における特定事業計画の策定

各事業者は、市町村及び関係する事業者意見に意見を聴いたうえで、特定事業計画を定めます。その中でも、道路管理者及び公安委員会は、事業計画を公表しなければなりません。



(3) 府中市における特定事業計画策定経過

府中市では、基本構想の作成過程で結論の出なかった課題について「府中市福祉のまちづくり推進審議会」で審議し、方向性を示していただきました。

その検討結果を踏まえ、事業者調整会において各事業者が事業計画の提示・調整を行い、特定事業計画を策定しました。

